

(案)

雇児発 第 号
平成 23 年 月 日

都道府県知事
各 指定都市の市長 殿
中核市の市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成23年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設
に係る保護単価について

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第7により、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設（平成15年7月1日雇児発第0701004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の設置運営について」により指定されたもの）に適用される保護単価については以下のように定め、平成23年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

1. 一般分事務費保護単価

地域区分 区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
小規模分園型 （サテライト型） 母子生活支援施設	円 138,700	円 136,440	円 134,170	円 132,660	円 131,160	円 129,650

地域区分 区分	3/100	その他
小規模分園型 （サテライト型） 母子生活支援施設	円 127,380	円 125,120

（うち管理費 34,892円）

2. 加算分保護単価

寒冷地加算分、事務用採暖費加算分及び除雪費加算分保護単価並びに民間施設給与等改善費について支給対象とし、母子生活支援施設を小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設と読み替えて支弁することとする。

3. 事業費保護単価

母子生活支援施設を小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設と読み替えて支弁することとする。